

## 茨城県高等学校等奨学資金：申請資格の確認について

◎次の申請資格の全ての項目を満たしている方が申請出来ます。

◎家計基準は、次の判定事例を参考に申請資格の有無を判定してください。

### ■申請資格

- 保護者が茨城県内に在住していること
- 生徒が高等学校（茨城県外も可能）等に在学していること
- 家計基準を満たしていること
- 勉強意欲があり高等学校等を確実に卒業できる見込みがあると学校長が認め推薦できること
- 茨城県育英奨学資金など茨城県の他の奨学金や日本学生支援機構の奨学金を借りていないこと

### ■家計基準の判定事例

<事例1> 4人家族（父・母・高校生（本人）・中学生） ※家計の収入が「給与収入」の場合

- ① 世帯の収入額・・・父 2,300,000 円，母 800,000 円 ⇒ 合計 3,100,000 円
- ② 収入基準額・・・4人世帯基準額（募集要項6頁）4,392,000 円＋加算額（募集要項7頁）92,000 円（教育扶助）=4,484,000 円
- ③ ①と②を比較し，①世帯の収入額が②収入基準額以内のため，「申請資格有」と判定

<事例2> 2人家族（母・高校生（本人）） ※家計の収入が「給与以外の収入」の場合

- ① 世帯の収入額・・・母（自営業：必要経費を除いた所得金額）1,800,000 円
- ② 収入基準額・・・2人世帯基準額（募集要項6頁）1,702,000 円＋加算額（募集要項7頁）314,000 円（母子加算）=2,016,000 円
- ③ ①と②を比較し，①世帯の収入額が②収入基準額以内のため，「申請資格有」と判定

※本奨学金は、1年ごとに申請が必要です。 昨年度貸与を受けた人も継続して借りたい方は申請が必要ですので確認してください。